

産婦人科医（分娩取り扱い病院）の働き方改革への道標

常勤先での1週間の当直を除く勤務時間、1ヶ月の当直回数、外部病院での1ヶ月の日勤回数と当直回数より勤務時間算出。
そこから**時間外労働時間を算出し**、

医師の働き方改革 時間外労働上限 A水準 960時間
 B・C水準 1,860時間 と照合し比較した。

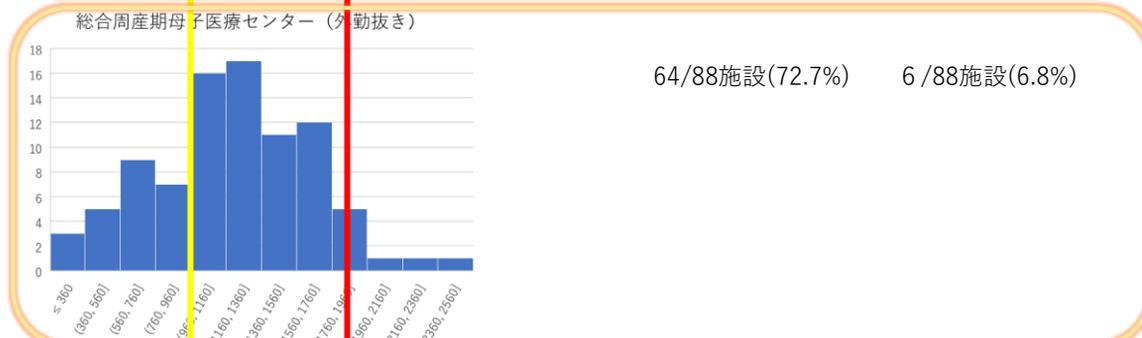
- A：診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準
- B：地域医療確保暫定特例水準(医療機関を特定)
- C：集中的技能向上水準（医療機関を特定）
 - C-1初期・後期研修医が研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 - C-2高度技能の育成が公益上必要な分野について特定の医療機関で診療に従事する際に適用

上記水準を超過した施設割合を検討

2020年度本アンケート調査回答施設のうち、勤務時間や当直回数についての有効回答がそろった**568施設**について調査。

総合周産期母子医療センター	88施設
地域周産期母子医療センター	195施設
一般病院	285施設

時間外労働時間の分布



時間外労働時間の分布

地域周産期母子医療センター（外勤込み）



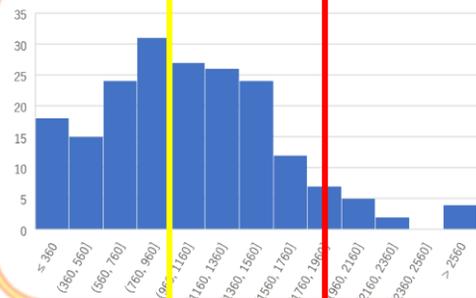
A水準超過

138/195施設 (70.8%)

BC水準超過

32/195施設 (16.4%)

地域周産期母子医療センター（外勤抜き）

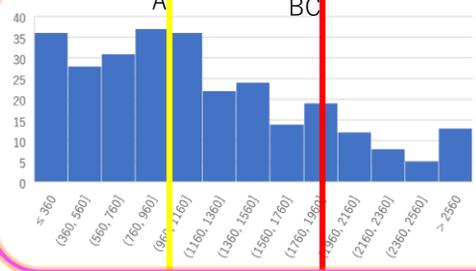


107/195施設 (54.9%)

14/195施設 (7.2%)

時間外労働時間の分布

一般病院（外勤込み）



A水準超過

153/285施設 (53.7%)

BC水準超過

44/285施設 (15.4%)

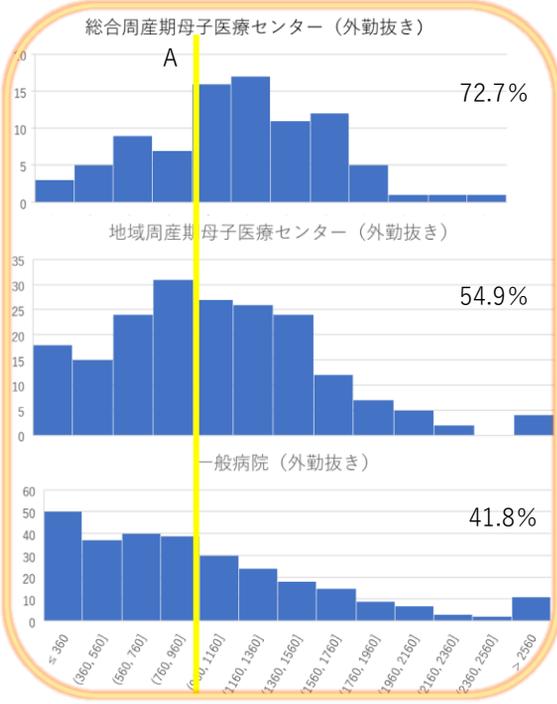
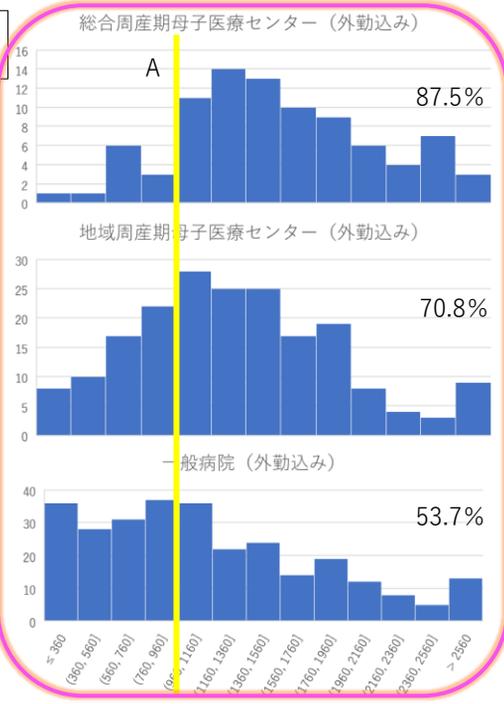
一般病院（外勤抜き）



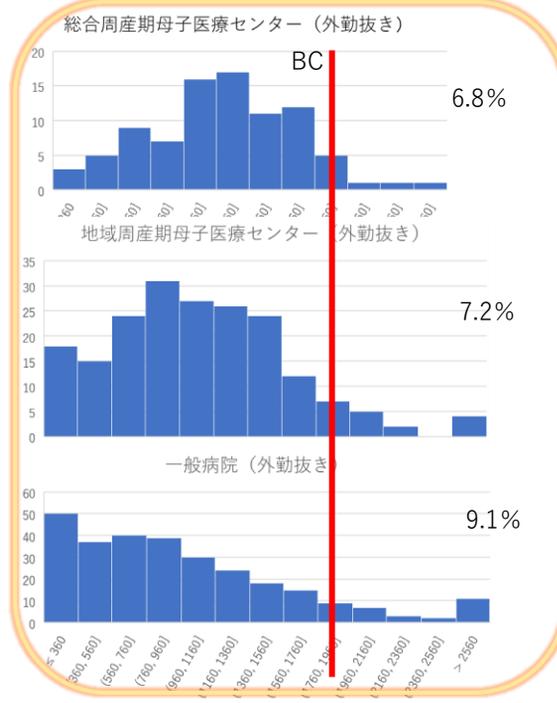
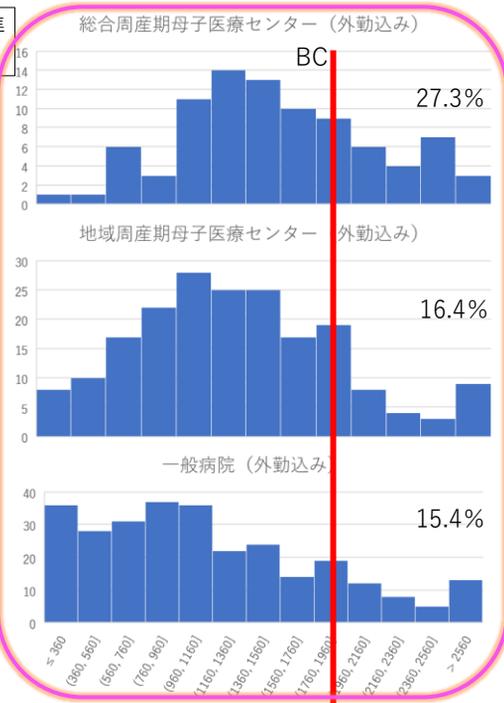
119/285施設 (41.8%)

26/285施設 (9.1%)

A水準
超過



BC水準
超過



医師の時間外労働時間の水準を超過した施設の割合（％）
（外部病院の勤務込み）

	総合周産期 母子医療センター	地域周産期 母子医療センター	指定の無い 一般病院
A水準 超過	87.5	70.8	53.7
BC水準 超過	27.3	16.4	15.4

時間外労働水準に照らして明らかに対応が
必要となる施設の割合（外部病院勤務こみの場合）

- 総合周産期母子医療センターの4分の1。
- 一般病院（周産期母子医療センターとして指定の無い施設）の半数。
- 地域周産期母子医療センターは、
BC水準適用の医療機関に指定されなければ7割。
仮に全て指定された場合は16.7%のみ。

医師の時間外労働時間の水準を超過した施設の割合（％）
（外部病院の勤務抜き）

	総合周産期 母子医療センター	地域周産期 母子医療センター	指定の無い 一般病院
A水準 超過	72.7	54.9	41.8
BC水準 超過	6.8	7.2	9.1

時間外労働水準に照らして明らかに対応が
必要となる施設の割合（外部病院勤務抜きの場合）

- 総合周産期母子医療センターは1割未満。
- 一般病院（周産期母子医療センターとして指定の無い施設）の4割。
- 地域周産期母子医療センターは、
BC水準適用の医療機関に指定されなければ半数。
仮に全て指定された場合は1割未満。

時間外労働の水準への対応

- 勤務時間として、外部病院の勤務を含めるか否かで、要対応施設の割合は大きく異なる。
- 外部病院の勤務を含めない場合でも、一般病院の4割は対応が必要で、BC水準適用施設に指定されない場合には地域周産期母子医療センターの半数も対応を要する。